

佐賀県次代へつなぐ森林再生事業実施要領

平成 30 年 5 月 23 日 林業第 365 号 制定
令和元年 5 月 27 日 林業第 613 号 改正
令和 3 年 4 月 19 日 林業第 155 号 改正
令和 5 年 4 月 3 日 林業第 311 号 改正
令和 5 年 8 月 9 日 林業第 1137 号 改正
令和 6 年 3 月 29 日 林業第 2962 号 改正

(目的)

第 1 この要領は、佐賀県次代へつなぐ森林再生事業（以下、「事業」という。）を実施するに当たり、補助金の適正な執行を図ることを目的とする。

(関係法規)

第 2 事業の実施については、佐賀県造林事業実施要領（以下「造林事業実施要領」という。）、佐賀県造林事業実施要領運用規程（以下「造林事業運用規程」という。）、佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び関係法令の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(事業の実施期間)

第 3 本事業の実施期間は、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年とする。

(事業の採択基準)

第 4 採択基準については、別記 1 のとおりとする。

(事業計画)

第 5 事業主体は、事業開始前に事業計画承認申請書（様式第 1 号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、補助金申請を行う年度の前年度に事業計画の承認を受けた施行地については、当該年度の承認を受けたものとする。ただし、下列りの場合は補助金申請を行う年度に事業計画の承認を受けるものとする。

また、要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき事業主体で補助金の交付申請及び受領を第三者に委任しようとする者は、事業計画承認申請を第三者に委任することができる。

2 事業主体は、次に掲げる重要な変更を行う場合においては、事業計画変更承認申請書（様式第 1 号）を作成し、第 1 項に定める事業計画承認申請に準じて事業計画の変更承認申請を行うものとする。

(1) 施行地及び森林作業道の追加

(2) 1 施行地の面積の 3 割を超える増

ただし、1 施行地は造林事業実施要領第 2 の 2 に定める区域とする。

(3) 計画承認された施行地の採択基準の変更

3 農林事務所長は、第 1 項に定める事業計画承認申請書及び第 2 項に定める事業計画変更承認申請書が提出されたときは、県林業課長に送付するものとする。ただし、事業計画書の各調査

結果表の添付書類については、農林事務所において管理するものとする。

(補助金の交付申請)

第6 要綱第4条第3項に定める補助金交付申請書の提出期限は、原則として下表によるものとする。

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日	9月30日	1月10日	2月20日

- 2 補助金交付申請に必要な書類は別表のとおりとし、事業主体は、補助金交付申請書に添付するものとする。
- 3 農林事務所長は、要綱第4条第1項に基づき補助金交付申請書が提出されたときは、補助金申請書を取りまとめ、竣工検査を実施し第1項で定める期限までに、県林業課長に送付するものとする。ただし、要綱第4条第1項に定める様式第1号を除く添付書類については、農林事務所において管理するものとする。
- 4 農林事務所長は、現地検査の件数が多く検査に多くの日数を要する場合、また、搬出間伐において、搬出した材積の確定に多くの時間を要する場合など、補助金交付申請の事前に一部現地検査が必要と判断される場合は、これを行うことができるものとする。
なお、その際、施行主体は、一部検査依頼（様式第2号）に必要書類を添付し提出するものとする。

(竣工検査)

第7 農林事務所長は、補助金の交付を受けようとする者の立会いにより、造林事業検査指針を準用して竣工検査を行うものとする。

- 2 農林事務所長は、竣工検査を実施したときは、検査調書（様式第3号）を整理し、その写しを県林業課長に送付するものとする。

(代理申請)

第8 要綱第5条第2項に規定する代理人（以下「代理人」という。）は、申請手続等について事業主体に指導を行うこととする。

- 2 代理人は、施行主体より次代へつなぐ森林再生事業完了届出（様式第4号）を提出させること。ただし、条件不利地対策、再造林対策において、別途造林事業により完了届が提出された場合は、提出を省略することができる。
- 3 代理人は、交付決定及び額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付決定内訳書の閲覧及び補助金の交付条件等の周知徹底等を事業主体に対し行うものとし、補助金を受領した場合は、みだりに支払いの遅延や他に流用することがないようにするものとする。また、代理人が受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、代理人が第9に定める事務取扱い手数料を除く額を事業主体に支払うものとする。

(事務取扱い手数料等)

第9 代理人が受ける補助金事務取扱い手数料（補助金の支払い等に要する経費を含む。以下「手数料」という。）は当該事務に要する実費の範囲内とし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

2 代理人の手数料の料率は、造林事業実施要領第10の2に基づき、知事へ提出した料率によるものとする。

（森林作業道台帳）

第10 森林作業道を開設及び改良した事業主体又は、当該森林作業道を管理する権原を有する者は、当該路線の維持管理に努めるものとし、佐賀県森林作業道作設指針（平成25年3月29日 林業第1987号。以下「作業道指針」という。）第13の規定に基づき、森林作業道台帳を整備するものとする。

2 県は、作業道指針第12の規定に準じ指導に当たるものとする。

（伐採等に伴う手続き）

第11 植栽に係る伐採、間伐等の伐採行為を行う場合は、森林法第10条の8、第10条の9、第15条及び第34条の規定に基づき、伐採届の提出又は保安林内立木伐採許可等の申請を行わなければならない。

また、他の法令等の規定による届出及び申請等が必要な場合は、所要の手続を行うものとする。

（事故報告）

第12 事業の実施において、死亡事故等の重大な事故又は通院を必要とする怪我などの事故が発生した場合は、事故の概要及び原因、対応状況を速やかに所管の農林事務所へ報告を行うものとする。

（書類の経由）

第13 規則又はこの要領に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

（補則）

第14 この事業の実施については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

ただし、改正要領の施行日より以前に着手している場合はこの限りとしない。

附 則

この要領は、令和5年度事業から適用する。

ただし、改正要領の施行日より以前に着手している場合は、この限りとしな

附 則

この要領は、令和5年度事業（第2期申請）から適用する。

ただし、改正要領の施行日より以前に着手している場合は、この限りとしな

附 則

この要領は、令和6年度事業から適用する。

別記 1

事業の内容及び採択基準

事業区分	事業種目	事業内容	採択基準等
1 間伐タイプ	(1)条件不利地対策	搬出間伐	<p>(対象森林)</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>① 原則として私有林又は分収林（立木が公的に管理されている場合を除く）であること。</p> <p>② 1 施行地あたりの搬出材積が、佐賀県造林事業（以下、「造林事業」という。）で実施する場合に $10\text{ m}^3/\text{ha}$ 以上 $40\text{ m}^3/\text{ha}$ 未満であること。</p> <p>③ 造林事業を活用した搬出間伐の実施が確実に見込めること。</p> <p>④ 下記のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 形質率が 50% 以下（林齢が 35 年生以下の森林は形質率 70% 以下）であること。 $\text{※形質率} = (\text{間伐本数} - \text{間伐木の内の形質不良木}) / \text{間伐本数}$</p> <p>イ 間伐施行地の中心から土場等までの運材距離が 100 m 以上であること。架線集材の場合は、集材距離が 100 m 以上であること。</p> <p>ウ 平均斜面傾斜が 30 度以上であること</p> <p>(事業の実施)</p> <p>(制限)</p> <p>事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間は皆伐及び森林以外の用途変更を行わないこと</p>
	(2)自力等対策	切捨間伐 搬出間伐 森林作業道 ただし森林作業道は当事業で搬出間伐を実施した場合に限る。	<p>(対象森林)</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>① 原則として私有林又は分収林（立木が公的に管理されている場合を除く）であること。</p> <p>② 1 施行地が 0.1 ha 以上及び 1 申請単位が 5.0 ha 未満であること。</p> <p>(事業の実施)</p> <p>① 間伐率はおおむね 20% 以上 35% 未満とする。</p> <p>② 造林事業の補助要件外であること。</p> <p>③ 造林事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に施業履歴がないこと。</p> <p>(制限)</p> <p>事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間は皆伐及び森林以外の用途変更を行わないこと</p>

別記 1

事業の内容及び採択基準

事業区分	事業種目	事業内容	採択基準等
2 花粉削減 タイプ	自力等対策	伐倒、搬出集積	<p>(対象森林)</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>① 原則として私有林又は分収林（立木が公的に管理されている場合を除く）であり、現行の森林の主要構成樹種がスギであること。</p> <p>② 1 施行地が 0.1 ha 以上かつ 1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha とする。</p> <p>③ 造林事業で人工造林を実施する森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画（以下、各種計画）の対象森林であること。</p> <p>(事業の実施)</p> <p>① 国の特定機能回復事業の補助要件外であること。</p> <p>② 市町村森林整備計画に適合する伐採を行うこと。</p> <p>③ 伐倒から人工造林までを一貫作業で行うこと。</p> <p>④ 搬出材積が 100 m³/ha 以上の場合に、100 m³までを補助する。</p> <p>⑤ 植栽は 1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、植栽樹種については、サガンスギ等の花粉の少ない品種及び都道府県において花粉の生産に関する特性が国の基準と同程度のものとして認める樹種とする。ただし、保安林においては指定施業要件に従って 1 ha 当たり 2,000 本を超えて植栽することができる。</p> <p>⑥ 山地災害危険地区の a1-a2 ランク及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に該当しないこと。</p> <p>⑦ 造林事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に施業履歴がないこと。</p> <p>⑧ 事業主体が森林所有者等との協定（別紙 15）に基づいて実施する一貫作業等であること。</p> <p>(制限)</p> <p>事業完了年度の翌年度から起算して 10 年間は皆伐及び森林以外の用途変更を行わないこと。</p>

3 皆伐タイプ	再造林対策	再造林 下刈	<p>(対象森林)</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>① 原則として私有林又は分収林（立木が公的に管理されている場合を除く）であること。</p> <p>② 造林事業で人工造林を実施する各種計画の対象森林であること。ただし、造林事業で人工造林を実施する各種計画の対象外であって、森林経営計画又は特定間伐等促進計画を作成する同意がある場合（別紙様式 10）は対象とする。</p> <p>(植栽対象樹種)</p> <p>造林事業の対象樹種とする。</p> <p>(下刈)</p> <p>当該事業により再造林した施行地で行う下刈。または、さかの森林フル活用チャレンジ事業により植栽した箇所の下刈とする。</p> <p>(制限)</p> <p>事業完了年度の翌年度から起算して5年間は皆伐及び森林以外の用途変更を行わないこと。</p>
---------	-------	-----------	---

別表

補助金交付申請に必要な書類

番号	必要書類名	様式	備考
1	誓約書	別紙 1	自力等対策事業において、事業主体が森林組合以外の場合必要
2	補助金交付申請内訳書	別紙 9	造林補助金集計システム帳票
3	委任状	要綱様式第 2 号	
4	計画の作成に関する同意書	別紙 1 0	人工造林又は下刈の場合、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画の対象森林ではない場合必要
5	社会保険等の加入状況実態調査表	別紙 1 1	施行地ごとに作成
6	送電線下等施行地確認調査表	別紙 1 2	
7	位置図	任意	5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるものに施行箇所を図示
8	施業図	別紙 1 3	
9	搬出材積集計表	任意	搬出間伐に係る交付申請
10	森林作業道整備線形図	任意	森林計画図等に図示。簡易構造物は、設置箇所を明示
11	森林作業道簡易構造物出来高図	任意	簡易構造物がある場合に添付
12	事業主体と森林所有者等との協定	別紙 1 5	花粉削減タイプに限り必要

※番号 5～11 の書類について、補助金交付申請する施行地を造林事業で実施し、造林補助金交付申請書の添付書類として県へ提出されている場合は、省略できるものとする。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

計画申請者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県次代へつなぐ森林再生事業計画（変更）承認申請書

佐賀県次代へつなぐ森林再生事業実施要領第5の1（変更の場合は、5の2）の規定に基づき、事業計画書を添えて申請します。

記

（変更の場合は、以下を記載する）

- 1 変更の理由
- 2 変更の概要

(別紙1)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。

〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日(大正・昭和・平成) 年 月 日

注 1 氏名欄は本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者(氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

※事業主体ごとに作成すること

作成年度	〇〇 年度
事業計画作成者	

〇〇 年度次代へつなぐ森林再生事業
(変更) 計画書

(注) 計画承認申請を行う別記 1 の事業種目に応じて、別紙 3 から別紙 8 までの必要な様式を添付すること。

別紙3

1 条件不利地対策施行地一覧

本体事業	整理番号	事業主体	施行箇所					樹種	林齢	計画事業量		haあたりの搬出材積量 (m ³ /ha)	採択基準	備考
			市町	旧町村	大字	字	地番			面積 (ha)	予定搬出材積 (m ³)			

- (注)
- 1 本体事業の欄には造林事業を記載すること。
 - 2 面積、予定搬出材積、haあたりの搬出材積量は小数点第1位まで記載すること。
 - 3 採択基準の欄には、次のいずれかの番号を記入すること。(①形質率50%以下の森林(林齢が35年生以下の森林は形質率70%以下の森林)、②間伐施行地の中心から土場等までの運材距離、又は、架線による集材距離が100m以上の森林、③傾斜が30度以上の森林)

別紙 4

2 自力等対策施行地一覧

(1) 切捨間伐

整理番号	事業主体	計画区分	計画策定の意向等	施行時期		施行箇所					樹種	林齢	面積 (ha)	図面番号	備考
				着工予定	完了予定	市町	旧町村	大字	字	地番					

(2) 搬出間伐

整理番号	事業主体	計画区分	計画策定の意向等	施行時期		施行箇所					樹種	林齢	面積 (ha)	予定搬出材積 (m3)	haあたりの搬出材積量 (m ³ /ha)	図面番号	開設路線名	備考
				着工予定	完了予定	市町	旧町村	大字	字	地番								

(3) 森林作業道

整理番号	事業主体	計画区分	計画策定の意向等	施行時期		路線名	起点					終点		整備の内容			森林作業道管理者	図面番号	備考
				着工予定	完了予定		市町	旧町村	大字	字	地番	大字	地番	開設又は改築	延長 (m)	幅員 (m)			

(4) 伐倒・搬出集積 (花粉削減タイプ)

整理番号	事業主体	計画区分	森林所有者等との協定締結時期	施行時期		施行箇所					樹種	林齢	面積 (ha)	予定搬出材積 (m3)	haあたりの搬出材積量 (m ³ /ha)	図面番号	開設路線名	備考
				着工予定	完了予定	市町	旧町村	大字	字	地番								

(注)

- 1 面積は小数点第1位まで、予定搬出材積、haあたりの搬出材積量、延長は整数止めで記載すること。
- 2 計画内容が分かる任意の縮尺の図面を添付すること。
- 3 開設路線名は、搬出のために開設する森林作業道の路線名を記載すること。
- 4 森林作業道管理者は、管理の権限を有する者を記載すること。
- 5 計画区分の欄には、既存の森林経営計画等の区域内である場合は森林経営計画名、特定間伐等促進計画名を記載すること。計画区域外の場合は「-」を記入すること。
- 6 計画策定の意向等の欄には計画策定の意思が無いこと、もしくは策定できない場合に、「無」を記載すること。
- 7 森林所有者等との協定締結時期の欄には、協定を締結した年月又は締結予定年月を記載すること。

3 再造林対策施行地一覧

(1) 再造林

本体事業	整理番号	事業主体	施行箇所					皆伐時期	植栽面積 (ha)	植栽樹種	ha当たり 植栽本数	計画区分	一貫作業 (有又は)	備考
			市町	旧町村	大字	字	地番							

(注)

- 1 本体事業の欄には造林事業を記載すること。
- 2 面積は小数点第1位まで記載すること。
- 3 皆伐時期の欄には、皆伐予定の年月を記載すること。
- 4 花粉削減タイプの場合、植栽樹種にはサガンスギや少花粉スギ等の花粉の少ない苗木であることを明記すること。
- 5 計画区分の欄には、既存の森林経営計画等の区域内である場合は森林経営計画名、特定間伐等促進計画名を記載すること。計画区域外の場合は「-」を記入すること。
- 6 一貫作業の欄には、一貫作業の実施の有無を記入すること。

(2) 下刈

本体事業	整理番号	事業主体	施行箇所					再造林地の現況		植栽年度	下刈面積 (ha)	備考
			市町	旧町村	大字	字	地番	樹種	林齢			

(注)

- 1 本体事業の欄には造林事業を記載すること。
- 2 面積は小数点第1位まで記載すること。

別紙6

1 条件不利地対策

①形質率調査結果表

本体事業	整理番号	樹種	林齢	面積(ha)	標準地番号	間伐予定本数 (100㎡)	間伐予定木のうち形質不良木					形質率 (%)
							a 小径木	b 曲がり木	c 傷・腐れ木・折損木	d 二又低木	計	

- (注)
- 1 本体事業には造林事業を記載すること。
 - 2 整理番号は事業計画書別紙3の整理番号を記載すること。
 - 3 林齢区分ごとに小計を、整理番号ごとに合計を記載すること。
 - 4 各林齢区分ごとに、形質率が50%以下（林齢が35年生以下の森林は形質率70%以下）であること。
 - 5 1 施行地内で林齢が異なった場合は、35年生未満の施行地の合計面積と35年生以上の施行地の合計面積でそれぞれ1.0ha未満は1か所、1.0ha以上3.0ha未満は2か所、それ以上は2.0ha増すごとに1か所増して標準地調査を行い、それぞれで形質率を満たしていること
 - 6 面積は小数点第1位まで記載すること。
 - 7 添付資料として、標準地ごとに標準地全景、形質不良木の状態がわかる写真を全標準地分添付すること。

別紙7

1 条件不利地対策

②運材距離（集材距離）調査結果表

本体事業			
整理番号		間伐施行地の中心から土場等までの運材距離 (架線による集材距離)	

1 本体事業には造林事業を記載すること。

2 整理番号は事業計画書別紙3の整理番号を記載すること。

別紙 8

1 条件不利地対策

③傾斜区分調査結果表

本体事業	整理番号	傾斜区分	面積 (ha)

(注)

- 1 本体事業は造林事業を記載すること。
- 2 整理番号は、事業計画書別紙 3 の整理番号を記載すること。
- 3 施行地区内で森林簿データか、レーザー測量成果データによる傾斜区分が 30 度以上ある箇所の帳票等の写しを添付すること。また、実測による場合は、傾斜が 30 度以上あると判断される資料を添付すること。

別紙 9

次代へつなぐ森林再生事業補助金交付申請内訳書

平成 年度 (第 期申請)	申請者名	市町名	申請区分	本体事業名	計画名	事業区分	施業種

申請 番号	枝番	事業 計画 整理 番号	枝番	実 施 箇 所			所有者区分 (事業主体名)	整備区分 造林区分	樹種	搬出材積 (m ³)	事業量		簡易構 造物	現場 管理費 有無	植栽 樹種	植栽 本数 (本)	採択 基準	造林 申請 番号	枝 番	備考	
				旧町村	大字 字	地 番					契約区分	種 別									林齢
合計																					

(注)

- (1) 申請区分は造林事業の申請区分（直接、代理）を記載すること。
- (2) 本体事業名は、条件不利地対策、再造林対策の場合に、造林事業（森林環境保全直接支援事業）を記載すること。
- (3) 計画名は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づく場合にそれぞれの計画名を記載すること。
- (4) 事業区分は、条件不利地対策、自力等対策、再造林対策を記載すること。
- (5) 条件不利地対策事業及び再造林対策事業における申請区分及び事業主体は造林事業に準じるものとする。自力等対策事業における事業計画認定者（補助金交付申請者）が施業を実施する場合の申請区分は直接、事業主体は事業計画認定者を記入するものとする。自力等対策事業における事業計画認定者（補助金交付申請者）とは異なる者が施業を実施した場合の申請区分は代理、事業主体は施業を実施した者を記入するものとする。
- (6) 樹種及び林齢は、施業種が再造林の場合は、皆伐時の樹種、林齢を記載すること。
- (7) 搬出材積、面積、haあたりの搬出材積量は小数点第2位まで記載すること。
- (8) haあたりの搬出材積量は施工地ごと（若しくは枝番ごと）のhaあたりの搬出材積量を記載すること。
- (9) 条件不利地対策の採択基準の欄には、次のいずれかの番号を記入すること。
条件不利地対策：①形質率50%以下の森林（林齢が35年生以下の森林は形質率70%以下の森林）、②間伐施行地の中心から土場等までの運材距離、又は、架線による集材距離が100m以上の森林、③傾斜が30度以上の森林
- (10) 造林事業によるもの場合は、造林事業申請区分等の申請区分、番号及び枝番に造林事業補助金申請書で記載したものを記載すること。

計画の作成に関する同意書

年 月 日

(補助金交付者)

佐賀県知事 様

住所

氏名(自署)

私は、佐賀県次代へつなぐ森林再生事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、事業完了後に森林経営計画又は特定間伐等促進計画を作成すること。
2. 植栽後5年間は、下草等が植栽木の成長を阻害する場合は、下刈等の保育を行うこと。
3. 植栽後は10年間森林保険に加入すること。

(申請箇所)

市町	所在地大字・字・地番 (又は林小班)	申請面積

社会保険等の加入状況実態調査表

年度	期	申請者	事業区分	事業種目	事業内容	市町	申請区分	施業種	造林区分	整理番号	作業期間
----	---	-----	------	------	------	----	------	-----	------	------	------

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	直営・ 請負別	備考	
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	中退共以外		中退共					
	加入	2点	加入	3点	加入	2点	加入	3点	加入	2点	加入	3点				
										合計点数						
										平均点数						
										適用加入率						

※ 記入要領

- ①申請書内訳書の整理番号毎(1 施行地毎)に 1 枚を作成すること。
- ②各作業者毎の加入区分(労災保険、雇用保険・・・)毎に加入の有無と配点数を記入すること。
- ③国民年金及び国民健康保険は加算対象外。
- ④70歳以上は厚生年金保険に加入できないため、注意すること。

(参考)

平均点数	適用加算率
1点未満	0 %
1点以上 7点未満	3 %
7点以上 13点未満	10 %
13点以上 23点未満	13 %
23点以上	18 %

送電線下等施行地確認表

年 月 日

申請者名： _____

確認者氏名： _____

- 1 ○○ 年度 第 期申請においては、送電線下等の施行地はありませんでした。

- 2 ○○ 年度 第 期申請における下記施行地においては、送電線下等であるものの、「○○○○電力会社」に確認した結果、立木と送電線の間に十分な離隔距離（「電気設備に関する技術基準を定める省令」の規程による離隔距離）あること、また送電線等の張替え及び鉄塔等の建替えによる次代へつなぐ森林再生事業の実施に支障がないことを確認しました。

注)

※ 1、2の何れかを記載すること。

※事業実施年度の翌年度から起算して、最低5年以上は確実に離隔距離に抵触しないこと、また送電線等の張替え及び鉄塔等の建替えの計画がないことを確認すること。

記

申請番号	市町名(旧町村名)	大字・字・地番	施業種	樹種	林齢	備考
	○○市(○○町)					

注) 申請番号は、補助金交付申請内訳書の申請番号と一致させること。
 上記については、送電線下等の施行地のみ記載すること。

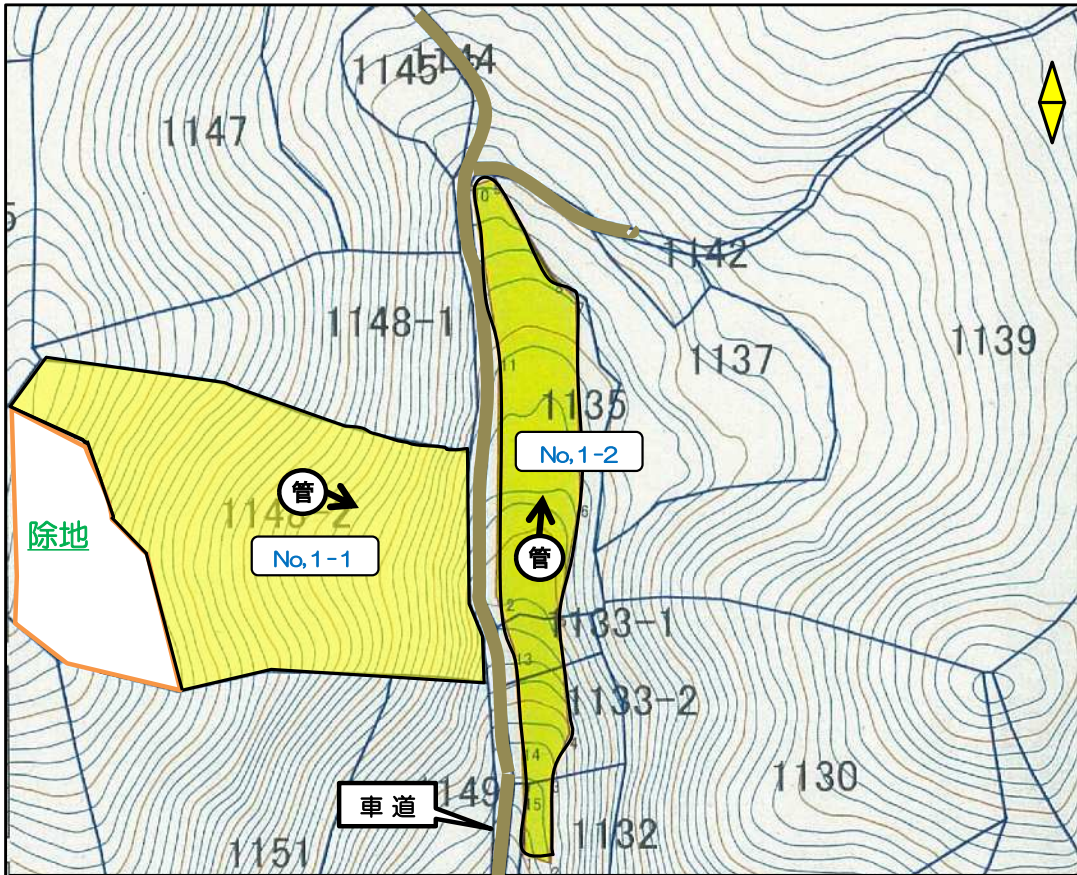
〇〇 年度 次代へつなぐ森林再生事業施業図 申請番号: _____

市町名	林班 (準林班(小班群))	小班	事業名	施業種 (造林区分)
	()			
施行地		樹種 (林齢)	面積(ha)	所有者名(住所・氏名)
大字〇〇字〇〇1-1				

- 注) 1 一施行地ごとに記載すること。
 2 面積測定方法は、一施行地毎に実測し、野帳の写しを添付すること。
 ただし、精度の高い既存の図面がある場合は、これを利用して求めることができる。
 3 面積の単位はhaで、小数点以下第2位とし第3位を四捨五入する。
 4 GNSS測量による場合は、方位角は省略することができる。

【記載例】

縮尺 1/5,000



面積 (座標法) 計算書

測量野帳は別様も可

測点名	[1] X (i)	[2] X (i+1) - X (i-1)	[3] Y (i)	[4] Y (i+1) - Y (i-1)	[2]*[3]	[1]*[4]	方向角	夾角	距離
1	43872.514	-10.828	-77743.726	4.217	841809.065128	185010.391538	110-00-24	110-45-19	4.358
2	43871.023	12.145	-77739.631	4.227	-944147.818495	185442.814221	0-33-17	70-32-53	13.637
3	43884.659	20.425	-77739.499	3.049	-1587829.267075	133804.325291	23-15-06	202-41-49	7.389
4	43891.448	26.097	-77736.582	1.276	-2028691.580454	56005.487648	355-08-31	151-53-25	19.378
5	43910.756	36.602	-77738.223	1.877	-2845374.438246	82420.489012	11-29-54	196-21-23	17.648
6	43928.050	49.331	-77734.705	2.922	-3834730.732355	128357.762100	358-56-03	167-26-09	32.043
7	43960.087	35.294	-77735.301	-4.015	-2743589.713494	-176499.749305	313-36-36	134-40-33	4.722
8	43963.344	19.077	-77738.720	-12.943	-1483021.561440	-569017.561392	328-57-04	195-20-28	18.466
9	43979.164	14.706	-77748.244	-12.916	-1143365.676264	-568034.882224	251-49-08	102-52-04	3.570
10	43978.050	-27.995	-77751.636	0.888	2176657.049820	39052.508400	170-57-12	99-08-04	27.220
11	43951.169	-64.728	-77747.356	3.706	5032430.859168	162883.032314	180-52-08	189-54-56	37.851
12	43913.322	-46.400	-77747.930	2.147	3607503.952000	94281.902334	162-21-09	161-29-01	8.975
13	43904.769	-23.636	-77745.209	3.919	1837585.759924	172062.789711	175-27-31	193-06-22	15.131
14	43889.686	-22.918	-77744.011	1.361	1781737.244098	59733.862646	178-48-29	183-20-58	7.837
15	43881.851	-17.172	-77743.848	0.285	1335017.357856	12506.327535	179-15-05	180-26-36	9.338
合計					倍面積 1990.500171	-1990.500171			227.563
					面積 995.2500855	995.2500855			
					坪数 301.06	301.06			

- 注) 1 周辺の地形地物等の特徴を記載すること。
 2 縮尺は、2ha以下500分の1、2~5ha1,000分の1、5ha以上2,500分の1を目途とする。

様式第2号

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

〇〇 年度 次代へつなぐ森林再生事業一部検査依頼書

下記のとおり事業の一部を完了したので、検査をされるよう関係書類を添えて提出します。

記

1 補助金交付申請内訳書（一部） 別記のとおり

次 代 へ つ な ぐ 森 林 再 生 事 業 検 査 調 書

申 請 者	市 町	事 業 名	申 請 番 号	検 査 年 月 日	
				年 月 日 ~ 年 月 日	
				年 月 日 ~ 年 月 日	
				年 月 日 ~ 年 月 日	
					年 月 日 ~ 年 月 日
					年 月 日 ~ 年 月 日
					年 月 日 ~ 年 月 日
					年 月 日 ~ 年 月 日
					年 月 日 ~ 年 月 日
					年 月 日 ~ 年 月 日

検 査 確 認 者

農林事務所	所 属	職 名	氏 名

別紙14
次代へつなぐ森林再生事業検査調書

平成 年度 (第 期申請)	申請者名	市町名	申請区分	本体事業名	計画名	事業区分	施業種

申請 番号	枝番	事業 計画 整理 番号	枝番	実 施 箇 所			所有者区分 (事業主体名)	整備区分	樹種	搬出材積 (m3)	事業量		簡易構 造物	植栽 樹種	植栽 本数 (本)	採択 基準	造林申 請番号	枝番	現地 確認	備考
				旧町村	大字 字	地 番					造林区分	面積 (ha)								
								契約区分												
合計																				

(注)

- (1) 申請区分は造林事業の申請区分（直接、代理）を記載すること。
- (2) 本体事業名は、条件不利地対策、再造林対策の場合に、造林事業（森林環境保全直接支援事業）を記載すること。
- (3) 計画名は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づく場合にそれぞれの計画名を記載すること。
- (4) 事業区分は、条件不利地対策、自力等対策、再造林対策を記載すること。
- (5) 事業主体名は、自ら所有する森林において自力で施業を行った間伐について、代理で申請する場合に記入する。その他の代理申請については、委任状において事業者を確認する。
- (6) 樹種及び林齢は、施業種が再造林の場合は、皆伐時の樹種、林齢を記載すること。
- (7) 搬出材積、面積、haあたりの搬出材積量は小数点第2位まで記載すること。
- (8) haあたりの搬出材積量は施工地ごと（若しくは枝番ごと）のha当たりの搬出材積量を記載すること。
- (9) 採択基準の欄には、次のいずれかの番号を記入すること。
条件不利地対策：①形質率50%以下の森林（林齢が35年生以下の森林は形質率70%以下の森林）、②間伐施行地の中心から土場等までの運材距離、又は、架線による集材距離が100m以上の森林、③傾斜が30度以上の森林
再造林対策：④樹冠長率30%未満、⑤形状比90以上、⑥風倒木等被害地、⑦侵入竹等（侵入竹林被害地またはさかの森林（もり）フル活用チャレンジ事業）
- (10) 造林事業によるもの場合は、造林事業申請区分等の申請区分、番号及び枝番に造林事業補助金申請書で記載したものを転記する。
- (11) 現地検査を行った施行地については、現地確認の欄に○を記載すること。

様式第4号

〇〇 年度 次代へつなぐ森林再生事業完了届

No.	事業名					完了日	年 月 日
施業種						*整理番号	
事業所	市 大字 字				所有者・地番確認		
	町						
内 訳	大字	字	地番	樹種	林齢	数量 ha, m	備考 ※注) 5
	計						
☆これまでに、この場所について補助金又は融資を受けたこと						無・有	
☆所有規模	0.5ha未満, 0.5~1ha, 1~5ha, 5~20ha, 20~50ha, 50ha以上						
上記のとおり事業を完了したので届けます。なお補助金交付申請の手続きをお願いします。							
年 月 日							
様							
事業者 住所 氏名							
_____ 受付者 氏名							

- 注) 1 ☆印は○で囲むこと。*印は代理人で記入し、「整理番号」は申請書と整合すること。
 2 「所有者・地番確認」欄には、「土地課税台帳により確認済」等と記入する。
 3 「施業種」：切捨間伐、搬出間伐、森林作業道等を記入する。
 4 「数量」：面積 (ha) または延長 (m) を記入する。
 5 「備考」：「搬出」の場合、搬出材積(m3)を記入する。
 6 事業者は、その山林の所有者 (登記されている人、または税金を支払っている人) としその者の住所及び名前を記入する。
 7 完了届は申請番号の順に綴じて代理人において保存すること。(県への提出は不要)
 8 代理人は、個人毎に別葉とせず一覧表形式で整理することができるものとする。
 9 電話、口頭による届出についても受け付けて、代理人において完了届を整理すること。

次代へつなぐ森林再生事業に関する協定書

（協定の目的）

第1条 この協定は〇〇〇（以下「甲」という。）が、花粉発生源となるスギを主体とする人工林を伐採し、花粉の少ない苗木への植え替えを促進する必要がある森林において、次代へつなぐ森林再生事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、森林所有者〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇〇市（町）長（以下「丙」という。）の合意のもと、第3条に掲げる森林において、事業の実施及び事業の実施後の森林の維持管理等に関する事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は甲が事業を完了する翌年度から起算して10年間とする。
2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在及び面積等は、別紙のとおりとする。

（整備の内容）

第4条 甲は、協定森林について、事業により適切な森林整備を実施するものとする。

（費用の負担等）

第5条 整備に要する費用は、甲・乙協議のうえ定める。

（当事者の義務）

第6条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。
(1) 甲の義務
第4条の整備を実施し、その結果を乙に報告すること。
(2) 乙の義務
ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
イ 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申し立てがあった場合は、その処理解決にあたること。
ウ 〇〇〇市（町）森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。
エ 事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の皆伐を行わないこと。
オ 乙がこの義務に違反した場合又は乙の都合により当該協定を破棄した場合は、第4条の整備のために要した経費のうち、甲が負担した費用相当額を甲に支払うこと。

（災害等による損害）

第7条 第4条の整備の実施中及び実施後に、火災、天災その他甲の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。
2 第4条の整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わない。

（協定の継承等）

第8条 協定期間中に対象森林の所有権を移転、又は貸借する場合には、乙は、所有権を取得した者又は貸借した者に対し、この協定を継承しなければならない。

（特別な事情による協定の失効）

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。
(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。
(2) 火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第10条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙並びに丙が協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

甲 事業主体	住 所	事業主体の長(自署)
乙 森林所有者	住 所	氏 名(自署)
丙 市(町)長	住 所	市(町)長

注 1 事業主体の長又は森林所有者が法人の場合、協定にかかる責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙)

協定の対象とする森林（第3条関係）

森林の所在地	樹種	林齢	面積 (ha)	施業種	実施時期	備考
〇〇市（町）大字〇〇字〇〇 □□番地						